

を達成した。
 ○短期借入金の限度額
 特定地域整備等勘定(特定地域等整備経理)において、短期資金として年度計画限度額の範囲内で短期借入を行い、年度内に全て償還を完了した。また、借入に当たっては、競争(引合い)により低利な資金調達に努めた。
 ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
 いずみ倉庫(福島市)について、地元自治体や関係機関と適切に調整を進めたことにより、国庫納付に向けて必要となる環境を着実に整え、今後の見通しを得ることができた。
 ○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画
 水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売面積、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売面積は、年度計画の限度の範囲内で適正な処理を行った。
 ○積立金の処分
 水源林勘定に係る前中長期目標期間の繰越積立金は、年度計画に則り、その一部を借入金及び債券の利息に充当し、適正な処分を行った。また、特定地域整備等勘定に係る前中長期目標期間の繰越積立金は、年度計画に則り、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充当し、適正な処分を行った。
 以上のとおり、年度計画に沿った取組を実施したことから、「B」と評定する。

4. その他参考情報

① 水源林勘定

	平成 28 年度末 (初年度)	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	平成 32 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	1,897	1,397			
目的積立金	0	0			
積立金	325	829			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	0	0			
当期の運営費交付金交付額(a)	0	0			
うち年度末残高(b)	0	0			
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	0	0			

② 特定地域整備等勘定

	平成 28 年度末 (初年度)	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	平成 32 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,224	2,039			
目的積立金	0	0			
積立金	153	281			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	0	0			
当期の運営費交付金交付額(a)	0	0			
うち年度末残高(b)	0	0			
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	0	0			

(注 1) 平成 30 年 3 月 30 日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。

(注 2) 最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。

(注 3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越される。)

(注 4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	第3 財務内容の改善に関する事項 3 森林保険業務		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
保険料収入(千円)			1,812,653	1,761,727				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のパラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。</p> <p>(2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。</p>
中長期計画	<p>(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のパラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。</p> <p>(2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。</p>
年度計画	<p>(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを検討する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のパラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。</p> <p>(2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。</p>
主な評価指標	<p><評価の視点></p> <p>(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理のための委員会において、毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行っているか。 ・必要に応じて保険料率の見直しが行われているか。 <p>(2) 保険料収入の増加に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保険業務の安定的な運営に向け、加入促進等による保険料収入の増加に向けた取組を行っているか。 <p>(評価指標)</p> <p>(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告しているか。 ・必要に応じて保険料率の見直しが行われているか。 <p>(2)保険料収入の増加に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3の3(2)加入促進に準じた内容 ・継続契約の増加に向けた取組の実施状況 ・保険料収入の額
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p><主要な業務実績></p> <p>(1)積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 外部有識者等により構成される森林保険センター統合リスク管理委員会を2回開催し、森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について、専門的な見地から点検を実施、その結果を農林水産大臣へ報告した。 ・第1回委員会(7月)では、平成28年度決算書類をもとに森林保険の財務状況の検証を行い、民間の損害保険会社が公開している情報や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考に、森林保険センターの財務諸表やソルベンシー・マージン比率についてホームページにて情報公開を行った。 ・第2回委員会(2月)では、積立金の規模の妥当性について客観的なデータ等に基づき検証を行った。 特に、中長期目標において農林水産大臣に報告が求められている積立金の規模の妥当性の検証については、「安定した保険経営がなされるためには、異常災害を含む自然災害リスクに対し必要な支払能力となる積立金を保有する必要がある、森林保険センターが保有する積立金の規模は現状の契約規模で考えると過大とはいえない」との検証結果を取りまとめ、3月13日付で農林水産大臣に報告を行った。</p> <p>(2)保険料収入の増加に向けた取組 森林保険推進活動支援プランに基づき、森林組合担当者会議、公有林会議に出席したほか、各県森連・森林組合と3者合同で県、市町村への個別訪問を実施し、リスクマネジメントの重要性と森林保険への加入の働きかけを行った(31道府県)。また、森林保険センターの幹部及び職員による林業関係団体、大学演習林協議会、民間企業等の会合の場に積極的に出向き、森林保険の重要性を説明し、加入促進活動に取り組んだ。 さらに、森林所有者に代わって地域の森林管理を担っている森林施業プランナーに対しては、プランナー研修(8ヵ所)に出向き、森林保険情報を提供しつつ、連携強化の要請を行った。また、新マーケット開拓に向け大学演習林や素材生産業者向けのチラシを作成し、加入推進を行った。また、各都道府県と森林保険普及事務等委嘱事業を実施し、森林保険の普及・啓発を行った(23道府県)。 また、継続契約確保のため、毎月の契約実績一覧を森林組合系統に提供し、被保険者に対する満期案内の実施を指導した。</p>
自己評価	<p>評定 B</p> <p><評定と根拠> 外部有識者等により構成される森林保険センター統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性等について、客観的なデータ及び責任保険金額の規模から検証を行い、これに基づいて農林水産大臣への報告の中で計画どおりの実績を達成した。 森林所有者等に対する働きかけや林業関係団体・民間企業への働きかけにより森林保険の加入促進を図る取組や継続契約の確保を推進したことを踏まえ計画を達成した。 以上のことから、「B」評定とした。</p> <p><課題と対応> 積立金の規模妥当性等の検証に係るシミュレーションを重ねていくにあたっては、事故率及び災害シナリオ等の扱いも含め精度を高めていく必要がある。</p>
主務大臣による評価	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 一般管理費及び業務経費について、事務経費の削減、予算の適正な管理を行うなどにより前年度に引き続き強化し、達成したと判断し、「B」と評定する。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	第3 財務内容の改善に関する事項 4 保有資産の処分		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
職員宿舎第3号(杉並区清水)	保有の必要性の見直し		国庫返納(現物納付)の実施					
いずみ倉庫(福島市)	保有の必要性の見直し		関係機関と事前協議を行い、更地化し納付することとし、スケジュールは今後調整	関係機関と協議の上スケジュールを作成し、所要の調査を実施				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。特に、職員宿舎第3号(杉並区清水)については、国への返納措置又は売却を行う。また、いずみ倉庫(福島市)については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。		
中長期計画	保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。		
年度計画	保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。		
主な評価指標	<評価の視点> ・保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているか。 (評価指標) ・保有資産の点検及び処分状況		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知)に基づき、保有している施設について、利用状況の確認等を行った結果、将来にわたり業務に必要であると認めた。不要財産として処分することとしているいずみ倉庫(福島市)については、アスベスト、ダイオキシンの調査を外部委託により実施した。また、敷地内の地下に埋設してあった除染後の汚染土壌の搬出(施行主体:福島市)が完了し、現地確認を行った。こうした点を踏まえ、国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施した。		
自己評価	評定 B	<評定と根拠> 不要財産として処分することとしているいずみ倉庫(福島市)については、所要の調査を外部委託により実施するとともに、国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施することができた。 以上のことから、「B」評定とした。	
主務大臣による評価	評定 B	<評定に至った理由> いずみ倉庫(福島市)について、地元自治体や関係機関と適切に調整を進めたことにより、国庫納付に向けて必要となる環境を着実に整え、今後の見通しを得ることができた。以上のことから年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。	

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務における連携の強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑩ 行政事業レビューシート事業番号: 0188 政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑪ 行政事業レビューシート事業番号: 0215

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研究成果の「橋渡し」に取り組んだ検討会等の回数(回)		6	6	7				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との相乗効果の発揮に向けて、次のとおり連携強化を図る。 (1)研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより研究開発業務を推進するとともに、研究開発業務の成果・知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図る。加えて、業務の実施を通じて森林所有者や林業事業者に対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2)研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。
中長期計画	(1)研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に展開している水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用して施業技術や森林管理手法等の実証試験を実施するとともに、水源林造成の事業地で得られる調査データ等を研究開発業務に活用する。 また、検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業者への研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2)研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した気象害の発生要因解析とリスク評価等の森林災害に係る研究開発業務を推進する。
年度計画	(1)研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより、エリートツリーやコンテナ苗の成長特性調査、新たなシカ食害防除方策の検証等の研究開発業務を推進する。 また、検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業者への研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2)研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。
主な評価指標	<評価の視点> ・水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用し研究開発を推進しているか。 ・検討会等を通じ、研究開発の成果・知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業者への研究成果の「橋渡し」に取り組んでいるか。 ・森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化がなされているか。 (評価指標) ・水源林造成の事業地をフィールドとして活用した研究開発の事例 ・研究開発の成果・知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るために取り組んだ事例 ・研究開発部門と森林保険部門が連携した取組を計画的に行っているか。 ・連携した取組の成果が共有され、森林保険業務に反映されているか。

法人の業務実績等・自己評価		
業務実績	<p><主要な業務実績> (1)研究開発業務と水源林造成業務の連携 【水源林造成事業地をフィールドとして活用した取組】 北海道、群馬県、岡山県、大分県など森林整備センターの東北北海道整備局、関東整備局、中国四国整備局、九州整備局の水源林造成事業地を研究開発のフィールドとして、コンテナ苗やエリートツリー等について、成長量等の調査を行った。群馬県、山梨県、静岡県、福岡県、大分県の水源林造成事業地では、新たなシカ食害防除方策について、効果の検証等を行った。さらに、宮城県の水源林造成事業地では、路網の低コスト化・長寿命化技術の開発を念頭に、作業道の崩壊箇所と構造物の詳細な状況や作業道全体の施工履歴等の調査を行った。福島県の水源林造成事業地では、新規植栽木の放射性物質の動態調査を行い、データの収集、蓄積を行うなど、研究開発の推進に取り組んだ。 【水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るための取組】 森林整備センターの各整備局が開催した検討会においては、森林総合研究所・支所・育種場の研究者による講演等を通じて、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化に取り組んだ。この検討会にあたっては、森林所有者や林業事業者、国有林、県、市町村など地域の幅広い林業関係者の参加を得て次のとおり実施した。 ・講演内容「労働安全衛生向上につながる防護用品の必要性」(講師:四国支所)、主催:中国四国整備局、参加人数 78 名 ・講演内容「東北地方及び岩手県の松くい虫被害の現状と対策のあり方」(講師:東北支所)、主催:東北北海道整備局、参加人数 88 名 ・講演内容「シカ被害対策の現状と対策」(講師:多摩森林科学園)、主催:中部整備局、参加人数 39 名 ・講演内容「長伐期施業について」(講師:森林総合研究所)、主催:関東整備局、参加人数 65 名 ・講演内容「シカ柵だけではなくシカ被害対策について」(講師:九州支所)、「エリートツリーと特定母樹について」(講師:九州育種場)、主催:九州整備局、参加人数 194 名 ・講演内容「安全な路網計画のための崩壊危険地ピンポイント抽出技術」(講師:関西支所)、主催:近畿北陸整備局、参加人数 87 名 ・講演内容「コウヨウザン研究の現状について」(講師:林木育種センター)、主催:中国四国整備局、参加人数 79 名 森林整備センターにおいては、研究及び林木育種に係る成果の活用や研究開発等を効果的に進める連携を推進するため、森林総合研究所内の研究に関する情報交換会を 5 回開催し、「森林整備技術の高度化に資する研究成果の活用や研究開発等について」、「空中写真のデジタル立体視による活用方法」、「人工林の多様性と広葉樹林の配置」、「今後の木材利用の見通しについて」、「森林の資源量把握技術の最近の動向」について、今後の水源林造成業務に活用できる知見を共有した。 (2)研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究の推進を図るため、所内委託研究「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」を行い、風害、冠雪害、林野火災のリスク評価と危険度予測、森林被害調査とリスク情報の収集及びデータベース作成等に係る研究開発に取り組むとともに、タブレット端末で動作し、気象害を受けた現場の画像や位置情報の収集及び被害種別判定に利用可能なシステムを開発した。また、森林保険 80 周年記念行事の開催、ハンドブック「林木の気象害判定法(仮称)」作成のための準備、森林被害調査のためのドローンの実証実験等について、森林保険センターと研究部門とが密接に連携して行った。</p>	
自己評価	評定	A
主務大臣による評価	評定	A
	<p><評定に至った理由> 研究開発業務と水源林造成業務の連携については、水源林造成事業地において、コンテナ苗やエリートツリーの成長量調査、シカ食害防除法策の効果検証等を行うとともに、森林総合研究所の研究者の講演を各整備局で行うなど、研究成果の普及による森林整備技術の高度化に取り組んだ。 また、研究開発業務と森林保険業務の連携については、森林被害調査のためのドローンの実証実験等の森林災害に関する研究を進めるとともに、森林保険業務で得られたデータを用いて、タブレット端末で利用可能な気象被害判別システムを開発し、森林保険業務の実務で活用できるようにするといった、森林保険業務の高度化に資</p>	

する顕著な成果もみられた。

以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、自然災害に関する研究からの知見を森林保険業務の中で積極的に活用する事例もみられたことから、「A」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	第4 その他業務運営に関する重要事項 2 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑩ 行政事業レビューシート事業番号: 0188

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
委員会等派遣数		1841	1886	1682				
内 訳	国・地方公共団体・他 独法・大学	782	804	597				
	公益法人・協同組合等	661	594	579				
	一般法人・企業・その他	398	488	506				
国内の学会への対応件数		175	451					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、水源林造成業務及び森林保険業務を推進する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。</p> <p>また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。</p> <p>さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。</p>
中長期計画	<p>森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。</p> <p>また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。</p> <p>さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、国、都道府県等行政機関をはじめとする関係諸機関と連携・協力した取組を推進する。</p>
年度計画	<p>森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。</p> <p>また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。</p> <p>さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。</p>
主な評価指標	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関や他の研究機関との連携の仕組が適切に構築、運用されているか。 <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関と計画段階から連携し、行政ニーズが反映されているか。 行政機関等と連携した取組の実施状況 緊急時の連携会議、専門家派遣の対応状況 他の研究機関等との連携協力状況(環境研究機関連絡会、筑協等の実績等)
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p><主要な業務実績></p> <p>国との連携・協力については、行政ニーズを研究業務に反映する取組の一環として、平成30年1月に林野庁幹部と国立研究開発法人森林研究・整備機構幹部の意見交換会を行い、機構の研究開発、水源林整備及び森林保険の各業務に係る話題提供を行い、意見交換を行った。また、森林総合研究所の各研究領域と林野庁の各課が情報と意見の交換を行う検討会を開催し、行政ニーズの把握に努めた。</p> <p>都道府県との連携・協力については、森林総合研究所・支所及び林木育種センター・育種場において、林野庁の主催する林業研究・技術開発推進ブロック会議(研究分科会、育種分科会)の運営に中核機関及び事務局として積極的に協力するとともに、各ブロックの林業試験研究機関連絡協議会の運営に主体的に関わった。また、都道府県立林業試験研究機関の研究成果をとりまとめ、「公立林業試験研究機関成果選集 No. 15」として発行した。</p>

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

	<p>他の研究機関との連携・協力については、国立研究開発法人協議会、筑波研究学園都市交流協議会等への参加を通じて、他の国立研究開発法人や大学、民間企業等との情報交換を進めた。農林水産分野における連携・協力としては、茨城県・筑波地区農林水産研究機関等意見交換会に参加し、農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)、国際農林水産研究センター(JIRCAS)、水産研究・教育機構(水研機構)、茨城県及び同県の農林水産関係試験研究機関との意見交換を行った。また、環境分野における連携・協力としては、森林総合研究所、農研機構及び水研機構から構成される環境三所連絡会に参加した。また、環境研究を担う国立研究開発法人や大学等から構成される環境研究機関連絡会の主催する環境研究シンポジウム(一橋講堂で開催)に参加し、口頭講演 1 件及びポスター講演 7 件を行い、学術的知見の提供と研究情報の交換に取り組んだ。</p> <p>災害への緊急対応として、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨に伴う流木災害について、林野庁、九州森林管理局、福岡県並びに大分県と合同で調査を行いその結果を発表した。また、平成 29 年 5 月に福島県浪江町及び双葉町の国有林で発生した林野火災について、林野庁、復興庁、環境省、福島県、浪江町、双葉町及び双葉地方広域消防本部と連携して実地調査を行い、調査結果の取りまとめと公表に協力した。これらの外部対応を通じて提供した知見は、林野庁の災害対策や復興対策の基礎的資料として活用された。</p> <p>森林保険業務については、林野庁が全国 4 ブロックで都道府県の森林整備担当者向けに開催した森林整備事業ブロック別打合せ会議や全国 7 ブロックで市町村を対象に開催した市町村長有志連絡協議会で森林保険についての説明を行った。また、林野庁、森林組合系統、関係機関の協力を得て、季刊誌の送付や森林保険に関するメールの配信等を実施し、森林保険の広報活動を効果的・効率的に実施した。</p>	
自己評価	<p>評定</p>	<p>A</p> <p><評定と根拠> 森林・林業・木材産業に関わる総合的な研究を推進する中核機関として、内部での連携を取りつつ、国や都道府県の公設林業試験研究機関との連携を通じて、行政ニーズや地域の課題を把握した。また、他の研究機関、大学、民間企業等との意見交換会、シンポジウムへの参加等の機会を通じて、行政ニーズや地域の課題を把握した。さらに、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導のために職員を派遣した。 森林保険業務についても、林野庁が主催する森林整備事業ブロック別打合せ会議や市町村長有志連絡協議会での説明、季刊誌の送付、メールの配信等を通じて、広報活動を効果的・効率的に実施した。 以上のように、年度計画を着実に遂行するとともに、被災地の復旧・復興対策において助言や基礎的な知見を提供できたことから、「A」評定とした。</p>
主務大臣による評価	<p>評定</p>	<p>A</p> <p><評定に至った理由> 行政機関や他の研究機関との連携・協力の強化に係る取組としては、国、都道府県、他の国立研究開発法人、大学や民間企業との意見交換会等を通じて、行政ニーズや地域課題の把握に努めた。 加えて、九州北部豪雨災害や福島県での林野火災の際には、関係省庁や都道府県等と連携して被害状況調査を行うなど、時機を得た対応を行い、調査結果に基づく災害対策への知見の提供を行うなど、積極的な取組が見られた。 また、森林保険業務においても、全国での会議の場での説明や、季刊誌送付やメール配信等により、広報活動を幅広く実施した。 以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、被災地の復旧・復興においても重要な役割を果たしたことから、「A」と評定する。</p>

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	第4 その他業務運営に関する重要事項 3 広報活動の促進		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑩ 行政事業レビューシート事業番号: 0188 政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑰ 行政事業レビューシート事業番号: 0215

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
プレスリリース数		全体/研究成果 9件/3件	全体/研究成果 42件/17件	全体/研究成果 32件/11件				合同開催(東北支所、盛岡水源林整備事務所) 29年度は60周年記念シンポ内で開催	
ウェブサイト等による発信数		全体/研究成果 85件/67件	全体/研究成果 368件/109件	全体/研究成果 591件/131件					
森林・林業・木材研究に関する問い合わせ等への対応状況		全体/マスコミ 960件/175件	全体/マスコミ 1,242件/468件	全体/マスコミ 1,319件/510件					
研究所ホームページへのアクセス数		45,163,829件	48,214,913件	45,448,081件					
一般公開等 「一般公開(研究所・支所)」 「公開講演会(研究所・支所)」 (育セン「親林の集い」) (北海道育種場) (東北育種場) (関西育種場) 「研究成果発表会・シンポジウム」 合同研究成果報告会(東北支所) 「林木育種成果発表会」 「林木育種事業60周年記念シンポジウム」		回数/参加人数 5回/34,407人 6回/689人 1回/884人 1回/173人 1回/437人 1回/390人 10回/1,465人 1回/141人 1回/140人	回数/参加人数 5回/33,516人 7回/988人 1回/918人 1回/219人 1回/347人 1回/約400人 2回/227人 2回/227人 1回/145人	回数/参加人数 7回/48,119人 6回/890人 1回/780人 1回/155人 1回/385人 1回/410人 3回/312人 3回/228人 1回/214人					
森林教室等 (研究所) 「木工体験」 「ミニ講演会」 「森林講座」 「森林教室」(関西支所) 「森林セミナー」(九州支所) (林木育種センター) 「森林教室」(北海道育種場) 「森林教室」(東北育種場) 「森林教室」(関西育種場) 「森林教室」(九州育種場) (他機関と合同開催したもの) 「現地研究会」(北海道育種		回数 1回 1回 10回 3回 4回 -回 3回 1回 -回 1回	回数 -回 1回 12回 3回 3回 -回 2回 2回 -回 1回	回数 -回 1回 12回 3回 3回 -回 2回 2回 -回 1回					北海道林木育種協会

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

統計							
・林木育種情報		3回、10,450部	3回、10,440部	3回、10,352部			
・北海道育種場だより(北海道育種場)		2回、436部	1回、216部	1回、216部			
・東北の林木育種(東北林木育種場)		3回、3,240部	3回、3,228部	3回、3,182部			
・関西育種場だより(関西育種場)		3回、894部	3回、891部	3回、890部			
・九州育種場だより(九州育種場)		2回、654部	2回、692部	2回、656部			
非定期刊行物 (ISBN)登録分(研究所)							
・林業新技術 2016 他 11 件(森林整備センター)		12回	12回	10回			
検討会の開催(計画値)	毎年6回以上	-	6回	6回			
検討会の開催(実績値)		6回	6回	7回			
達成率		-	100%	100%			
研究発表数(計画値)	毎年2件以上	-	2件	2件			
研究発表数(実績値)		7件	7件	4件			
達成率		-	100%	100%			
(森林保険センター)							
「森林保険だより」の発行(発行回数、配布部数)	年4回	4回、12,000部	4回、12,000部	4回、12,000部			
「森林保険通信」	12回(毎月)	-	6回(メール配信及びHPに掲載)	12回(メール配信及びHPに掲載)			
「森林保険制度創設 80周年記念誌」				750部			80周年記念として29年度のみ発行

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	<p>研究開発業務については、森林の多面的機能に対する国民の理解の醸成、林業の振興や木材利用の促進につながるよう研究情報や成果を利用者が使いやすい形でマスメディアやウェブサイト等を活用して的確に発信する。</p> <p>水源林造成業務については、国民の理解の醸成に努めるとともに、研究開発業務との連携を図りつつ、現地検討会や技術交流会等の場の活用も含めて森林整備に係る技術情報を地域の森林・林業関係者等へ提供する。</p> <p>森林保険業務においては、森林保険の重要性、保険業務の実績、災害に係る情報等を積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。</p>
中長期計画	<p>(1) 研究開発業務 森林研究・整備機構の成果及び森林の多面的機能や木材利用の意義を一般市民と共有し、森林や木材利用に対する国民理解の醸成を図り、適切な森林管理と木材利用が進むよう、研究成果等を各種メディアで広報する。また、広報に当たっては、利用者の利便性を考慮しつつ、普及に最適なメディアを戦略的に活用し、マスメディア等へのプレスリリース、ウェブサイトの活用、広報誌の配布等様々な手段で効果的に実施する。</p> <p>(2) 水源林造成業務 水源林造成業務と研究開発業務との連携を図りつつ、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を通じて、森林整備に係る技術情報を提供する。 森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。 水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分取造林契約実績の公表等を実施する。 事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。</p> <p>(3) 森林保険業務 森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。</p>
年度計画	(1) 研究開発業務

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

	<p>森林研究・整備機構の情報を広く発信するため、機構ホームページの新設や環境報告書の発行等を推進する。研究開発業務においては、森林総合研究所の成果及び森林・木材に関する情報を広く社会に発信するため、季刊森林総研や研究成果選集等の広報誌発行、ウェブサイト掲載、フェイスブック掲載、記者会へのプレスリリース、市民向けの森林講座・公開講演会・一般公開の開催、外部の各種イベントへの出展など、広報活動を積極的に推進する。</p> <p>(2)水源地造成業務 水源地造成業務については、研究開発業務との連携を図りつつ、森林整備に係る技術情報を提供するため、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を6回以上開催する。 森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。 水源地造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成28年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等を実施する。 事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源地におけるデータの蓄積を実施する。</p> <p>(3)森林保険業務 森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。</p>
<p>主な評価指標</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。 <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表したプレスリリース数 ・ウェブサイト等による発信数 ・第3の3(2)加入促進に準じた内容 ・森林・林業・木材研究に関する問い合わせ等への対応状況
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	
<p>業務実績</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>森林研究・整備機構の情報を広く発信するため、機構ホームページを新設し、機構の目的、組織、業務及び評価に関する情報等を公開するとともに、トップページに「注目情報」コーナーを設け、機構内の各組織が発信するニュース、成果、イベント等の情報を紹介した。また、環境に関する取組や成果を取りまとめた環境報告書の発行と機構ホームページでの公開、「みどりとふれあうフェスティバル」((公社)国土緑化推進機構等主催)への出展等において、機構内で連携して広報活動に取り組んだ。各業務については以下のとおり、プレスリリース、ウェブサイトでの広報、刊行物等による成果の公表及び広報活動を推進するとともに、マスコミ取材及び一般問い合わせ対応、公開講演会・一般公開・イベント等を通じて国民との双方向コミュニケーションの促進に努めた。</p> <p>(1)研究開発業務 (森林総合研究所)</p> <p>① プレスリリース プレスリリースを積極的に推進し、32件のプレスリリースを行った。そのうち研究成果は11件あり、「紀伊半島から新種、クマノザクラを発見ー観賞用の桜として期待ー」、「小笠原諸島に固有の海鳥をDNA分析で発見ーセグロミズナギドリとされていた小笠原の海鳥は全くの別種だったー」、「木質バイオマスを用いた発電・熱電併給事業の採算性評価ツールを開発ー簡単な入力で熱利用を考慮した事業評価が可能にー」、「季節性と樹種同士の場所取り競争が鍵だったー緯度による種多様性の変化を説明する新理論を提示ー」などの成果を発信した。</p> <p>② ウェブサイトでの広報 研究所のウェブサイトやフェイスブックによる情報発信に積極的に取り組み、研究成果やイベント情報など500件を超える情報を発信した。具体的には、各種学会誌に掲載された研究職員の論文内容を分かりやすくまとめ、「プレスリリース」や「研究最前線」コーナーに掲載するとともに、研究所が主催・後援するシンポジウムや一般公開など各種イベント、研究所が発行する刊行物についても適宜掲載し、迅速な情報発信に努めた。また、年度計画にはなかったが、ウェブサイトを活用した研究者情報の公開を推進するため、「研究のキーワード」コーナーを新設し、各研究職員のテーマ、キーワードを掲載するとともに、論文、プロジェクト参画情報へのリンクを設定した。これらの取組の結果、ウェブサイトへの総アクセス数は前年度に引き続き4千万件を超えた。</p> <p>③ マスコミ取材及び一般問合せ対応 相談窓口を通して、森林・林業・木材研究に関する1,319件の問合せに対応した。そのうちマスコミからの取材申込みが510件、一般市民、民間企業、関係団体、地方自治体等からの問合せが809件あり、特に森林生物や森林資源の利用に関する取材、問合せが多かった。プレスリリースやウェブサイトでの情報発信を受けて多くの取材が行われ、新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等で、研究所の研究紹介や研究者のコメントが多数報道された。</p> <p>④ 研究所が発行した刊行物 「森林総合研究所研究成果選集」、「季刊森林総研」、「森林総合研究所研究報告」、「年報」、「研究情報」等の定期刊行物及び各種刊行物により、研究所の活動、研究成果等を公表した。「季刊森林総研」については広報誌として読みやすく魅力的な誌面となるよう編集委員会に民間の編集者を加え、内容やデザインを改善した。</p> <p>⑤ 研究所が開催した公開講演会・一般公開・イベント等 平成29年度公開講演会を研究所・支所において開催した。研究所の公開講演会は平成29年10月24日にヤクルトホールにおいて、「木を使って守る生物多様性」をテーマに、外部講演者として五箇公一氏(国立環境研究所)を迎え、研究所の研究員5名が人工林の適切な管理とそれによる生物多様性の保全について最新の研究成果に基づく発表を行うとともに、林木育種センター、森林整備センター、森林保険センターとも連携してポスター展示を行った。また、支所・科学園及び各種研究プロ</p>

プロジェクトがシンポジウムを開催し、研究成果の公表に努めた。

一般市民への研究所の紹介と研究への理解の醸成を目的として、研究所と支所・科学園において一般公開を開催した。研究所では前年度と同様に夏休み期間の土曜日に開催し、研究成果の説明展示やクイズラリー、樹木園・施設見学、ミニ講演会、ウッドクラフト体験など多数のイベントを行った。これらの取組の結果、前回は上回る来場者を得た(H29.7.29:来場者数778人)。さらに夏休み期間には、研究所の「もりの展示ルーム」を「つくばちびっ子博士2017」の会場の一つとして公開し、生きたカブトムシに触れる体験コーナーやコンテナ苗・林業機械等の展示コーナーに加え、企画展示として「木材利用がきり拓く未来—公共建築物等の木造化からオリンピック・パラリンピック施設整備まで—」を開催し、小中学生を中心に4,983名の来場者を得た。

森林総合研究所が主催するシンポジウム、研究会、市民向けの森林講座などのほか、農林水産省、地方自治体等が主催する諸催事に後援や協賛を行うとともに、外部イベントにも積極的に出展を行った。具体的には、「バイオマスエキスポ」、「林野庁中央展示」、「グリーンフェスティバル2017」、「つくば科学フェスティバル」等に出展した。また、教育機関への職員の派遣として、つくば市内の小中学校からの依頼により、親しみやすい形で科学知識や研究成果を伝えるため、研究者を8回派遣し、樹木が水を吸い上げる仕組みや森林の土のはたらき等をテーマに授業を行った。(林木育種センター)

早生樹の共同研究に関する協定の締結、関西育種場における「林木遺伝子銀行110番」による長徳寺(三重県)の龍王桜の里帰りなど4件をプレスリリースした。

また、森林総合研究所林木育種センターの前身である国立林木育種場が昭和32年に設立されて、平成29年度で60周年を迎えたことを記念し、「豊かで多様な森林の恵みを未来につなげる林木育種」をテーマに、林木育種事業60周年記念シンポジウムを開催し、最近の主な研究成果を発表するとともに、パネルディスカッションでは、林木育種事業への期待や今後のあり方などについて幅広い観点から議論した(H30.2.16:来場者数214人)。

さらに、研究成果の紹介や地域住民等との交流を目的に「第22回親林の集い」を開催し、研究の紹介、森林・林業のPRを目的としたイラスト(お山ん画)を展示するとともに、森林整備センター、森林保険センター等からは、「漢字当てクイズ」、「葉書作り」、「木の鉛筆立て作り」などの出展を行った(H29.10.22:来場者数約780人)。また、エコフェスひたち2017実行委員会及び日立市主催の「エコフェスひたち2017」では、研究の紹介や木の円盤、ドングリ、木片等を使った工作などを作るコーナーを出展し、青少年のための科学の祭典・日立大会実行委員会及び(公財)日本科学技術振興財団・科学技術館主催の「第17回青少年のための科学の祭典・日立大会」では、研究の紹介や樹木の種からクリスマスキャンドルを作るコーナーを出展した。

(2) 水源林造成業務

水源林造成業務については、森林総合研究所・支所・育種場の研究者と連携し、森林整備に係る技術情報を提供するため、検討会を7回開催した。この検討会にあたっては、造林者はもとより、国有林、県、市町村の職員など地域の幅広い林業関係者の参加を得て実施した。

【平成29年度 検討会内容】

No.	時期	場所	主催	参加人数	講師	講演内容
1	29年6月	愛媛県	中国四国整備局	78名	四国支所	労働安全衛生向上につながる防護用品の必要性
2	29年7月	岩手県	東北北海道整備局	88名	東北支所	東北地方及び岩手県の松くい虫被害の現状と対策のあり方
3	29年9月	静岡県	中部整備局	39名	多摩森林科学園	シカ被害対策の現状と対策
4	29年9月	福島県	関東整備局	65名	森林総合研究所	長伐期施業について
5	29年10月	大分県	九州整備局	194名	九州支所 九州育種場	シカ柵だけではないシカ被害対策について エリートツリーと特定母樹について
6	29年10月	和歌山県	近畿北陸整備局	87名	関西支所	安全な路網計画のための崩壊危険地ピンポイント抽出技術
7	29年10月	岡山県	中国四国整備局	79名	林木育種センター	コウヨウザン研究の現状について

平成29年度の研究発表は、民国含めた地域の林業関係者が幅広く参加する森林管理局の技術研究発表会において、整備局等で取り組んだ研究等の成果について4件発表し、積極的に森林整備技術に係る普及活動を行った。

【平成29年度 発表内容】

No.	時期	場所	主催	発表者	発表内容
1	29年10月	熊本県	九州森林管理局	九州整備局職員	シカ食害対策を複数取り入れた事業の取組について
2	29年11月	大阪府	近畿中国森林管理局	神戸水源林整備事務所職員	積雪地域におけるシカ食害対策について
3	30年1月	長野県	中部森林管理局	長野水源林整備事務所職員	シカ食害地の防除方法の比較検討について
4	30年2月	群馬県	関東森林管理局	前橋水源林整備事務所職員	水源林造成事業地におけるシカ被害対策の現状と課題について

平成29年度の広報誌等での主な広報活動等は、次のとおりである。

【平成29年度 広報誌等での主な広報活動等】

No.	時期	広報の方法等	広報内容
1	29年10月	水源林シンポジウム「森林を育み森林を活かす森林整備技術」を開催(三重県津市)	森林整備センターが主催した水源林シンポジウムにおいて、「森林を育み森林を活かす森林整備技術」をテーマとし、森林所有者、林業事業者、一般市民等に対して、水源林造成業務が行っている森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる森林づくり、水源林造成業務における森林整備技術の高度化にもつなげる研究開発の成果などを紹介した。(H29.10.31:来場者数約350人)
2	30年1月	森林技術 No.910	三重県津市で森林整備センターが主催した水源林シンポジウムについて、講演及び各報告の概要を掲載

3	通 年	パンフレットの配布	し、森林を育み森林を活かす森林整備技術について紹介した。 水源林造成業務に係るパンフレットを市町村・林業関係団体等に配布し、事業の普及・啓発に努めた。水源林シンポジウムなどで、来場者にパンフレットを配布して、最近の取組や事業の効果等の説明に努めた。
4	通 年	広報資料「平成 29 年度の取組事項」の配布	平成 29 年度における森林整備センターの取組予定を「水源林造成事業による森林整備の推進」、「研究開発業務との連携」、「地域の森林整備への貢献」の3つの柱に沿って紹介した広報資料を作成し、配布した。

平成 29 年度のウェブサイトでの主な広報活動等は、次の通りである。

【平成 29 年度 ウェブサイトでの主な広報活動等】

No.	広報活動	広報内容
1	水源林の公益的機能等を掲載	水源林造成業務の公益的機能や成果等を掲載した。
2	水源林シンポジウムの概要や講演要旨を掲載	水源林シンポジウムの講演や各報告の概要を公開し、森林を育み森林を活かす森林整備技術について紹介した。
3	平成 28 年度の分収造林契約実績を掲載	事業実施の透明性を高めるため、各整備局別の分収造林契約面積や植栽面積を公開した。
4	技術研究発表会で発表した内容について掲載	整備局等が森林管理局の技術研究発表会で発表した内容について掲載した。(4 件)
5	イベント開催の様態等を掲載	整備局等が主催・共催した植樹祭、森林教室等の活動内容を掲載した。 また、市町村、林業関係団体等が主催するイベントに整備局等が出展し、事業の PR 等を行っている模様等を掲載した。(計 45 件 主催・共催: 15 件、参加・出展等: 26 件、森林整備推進協定の締結: 4 件)

モデル水源林におけるデータの蓄積については、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続き水文データの収集、蓄積を実施した。

(3) 森林保険業務

関係機関と連携し、森林保険についての森林所有者の理解を深め、利用が広がるように全国の自治体や森林組合系統等にポスター(約 6 千枚)、パンフレット(約 5 万枚)を配布・設置(3,000 箇所以上)した。パンフレットについては各種会議や、個別訪問等で活用した。平成 30 年度から販売を開始する改定商品をわかりやすく紹介するパンフレット(10 万部)を新たに作成し、森林組合系統等に配布するとともに、ホームページに掲載した。

また、森林所有者の理解の醸成を図るため、森林保険の重要性等について、季刊誌「森林保険だより」の発行(年 4 回、計 12,000 部)やメールによる「森林保険通信」の配信(月に 1 回)、ホームページの適時更新、森林施業プランナー研修(年に 8 回)等における森林保険に関する情報提供など、関係機関と連携し、森林所有者、森林計画作成者、林業経営者等に対し効果的・効率的に広報活動を行った。

平成 29 年度は森林保険制度創設 80 周年にあたるため、森林・林業のリスク管理の観点から森林保険の意義を再確認すること等を目的として記念シンポジウムを開催(H29.10.31:来場者数約 200 人)し、森林保険の加入促進等における功績者の表彰や有識者によるパネルディスカッション等を行ったほか、記念誌を製作し関係団体等に配布した(750 部)。

自己評価

評定 A

<評定と根拠>

平成 29 年度においては、森林研究・整備機構の情報を広く発信するため機構ホームページを新設し、機構の目的、組織、業務、環境への取組(環境報告書)など各種情報を発信するとともに、各業務について以下のように成果の公表及び広報、成果の利活用の促進に努めた。

研究開発業務については、プレスリリースの積極的な推進、ウェブサイトでの情報発信、広報誌等の刊行物の発行・配布、森林総合研究所・支所・林木育種センター・育種場の開催する公開講演会やシンポジウムを通じて、森林・林業・木材・林木育種に関する研究成果や研究者情報の発信に積極的に取り組んだ。また、マスコミ、企業、公共団体、市民からの問合せにも積極的に対応した。

水源林造成業務については、森林整備センターの各整備局が開催した検討会において、森林総合研究所・支所・育種場の研究者と連携し、研究開発で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備に係る技術情報を提供した。この検討会にあたっては、造林者はもとより、国有林、県、市町村の職員など地域の幅広い林業関係者の参加を得て 7 回開催した。整備局等における研究等の成果について、森林管理局が主催する技術研究発表会において 4 件発表し、森林整備技術の普及・啓発に努めた。また、事業効果及び効果事例等については、パンフレット、ウェブサイト、広報誌等を活用し、積極的な広報活動に努めた。事業実施の透明性を高めるため、平成 28 年度の分収造林契約実績を各整備局別に整理してウェブサイト公開した。さらに、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林における水文データの収集、蓄積を行った。

森林保険業務については、関係機関と連携し、広報誌やパンフレットの等の配布やホームページも活用して森林保険の情報を効果的・効率的に発信し、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう広報活動を行った。また、森林保険制度創設 80 周年を契機と捉え、記念シンポジウムの開催や記念誌の発行を通じて、森林災害に関する研究成果やリスク管理の重要性について情報発信するなど、幅広い PR に取り組んだ。

以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、ホームページにおける研究者情報の公開等の新たな取組、講演会や研修会を通じた積極的な情報提供、森林整備技術や森林保険制度の一層の PR 等の積極的な取組を多数行ったことから、「A」評定とした。

主務大臣による評価

評定 A

<評定に至った理由>

研究開発業務においては、プレスリリースや広報誌等による幅広い情報提供をはじめとして、シンポジウムや施設の一般公開等の各種イベントも含め、活発な広報活動を推進した。